

利用調整基準表

利用調整とは、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設の調整を市が行うことです。利用申込数が施設の受入れ可能数を超え、希望する全ての子どもが利用できない場合、利用調整を行い、点数が高い子どもから施設の利用を決定します。

< 利用調整の方法 >

「1 事由点数」に「2 優先利用点数」を加えたものを利用優先利用点数とします。「最優先」に該当する場合は、他の園児より優先させることとし、それ以上の加点（減点）は行いません。なお、利用優先利用点数が同点となった場合は、「3 利用優先利用点数が他の子どもと同点となった場合の基準」により判断し、順位付けします。

1 事由点数（保育の必要性等 基本的部分）

事由点数は、保護者それぞれの該当する点数の合計とします。複数の項目に該当する場合は、点数の高い方をそれぞれの点数とします。（例：父 100点 母 100点 合計 200点）

区分	項目		保護者の状況	点数
1	居宅外労働 時間	外勤・自営	週40時間以上	100
			週35時間以上40時間未満	90
			週30時間以上35時間未満	80
			週25時間以上30時間未満	70
			週20時間以上25時間未満	60
			週12時間以上20時間未満	50
2	居宅内労働 時間	自営・ 農漁業	週40時間以上	90
			週35時間以上40時間未満	80
			週30時間以上35時間未満	70
			週25時間以上30時間未満	60
			週20時間以上25時間未満	50
			週12時間以上20時間未満	40
		内職	週30時間以上の就労	50
			週20時間以上30時間未満	40
			週12時間以上20時間未満	30
3	妊娠・出産	妊娠・出産	出産前2か月、出産後2か月	80
4	疾病等	入院	1か月以上の入院	100
		居宅療養	医師が1か月以上加療（安静）を要すると診断したもの	80
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院を要するもの	30
		障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	100
			障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	60
			身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	30
5	介護時間・看護時間		居宅外（病院等） 居宅内（通院・通所に要する時間を含め、介護サービス等が利用できる時間は除く）	区分1を 準用
6	災害復旧		震災、火災、風水害等の復旧に当たっている場合	最優先
7	求職活動	求職中	生計中心者（児童手当等受給者）が就職活動中の場合	10
			就職活動中の場合（3か月）	10
8	就学時間		就学中（就学に要する時間）	区分1を 準用
9	虐待・DV	虐待・DV	虐待やDVの恐れがあるなど、市長が特別に認めた場合	最優先

※育児休業中の方は休業前の就労状態により判定する。

2 優先利用点数（特別に配慮すべき特殊事情）

優先利用点数は、次の項目に該当する項目全てについて、原則世帯単位で「1 事由点数」に加点（減点）します。

（例：生活保護受給世帯の場合、父20点、母20点、合計40点を加点するのではなく、加点は20点となります。）

項 目		点数	
1	世帯状況による調整	ひとり親世帯	110
		単身赴任世帯	110
		生活保護受給世帯	20
2	生計中心者（児童手当等受給者）が倒産等により失業中であり、就労の必要性が高く、求職中の場合	20	
3	利用を希望する児童が、「身体障害者手帳1～3級所持」「療育手帳所持」「特別児童扶養手当の支給対象児童」のいずれかに該当する場合	20	
4 ※1	育児休業復帰	産休・育休直後	20
		産休・育休直後で、既に兄弟姉妹が在籍している保育所等を希望する場合	100
5 ※1	兄弟姉妹	兄弟姉妹が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	80
		既に兄弟姉妹が在籍している保育所等を希望する場合	80
		兄弟姉妹で新たに同一の保育所等を希望する場合	70
6	地域型保育事業の卒園児（連携施設の利用を希望する場合）	100	
7	地域型保育事業の卒園児（連携施設以外の利用を希望する場合）	50	
8	同一認定こども園において、1号から2号に移る場合（但し、保育の必要性がある場合のみ）	最優先	
9	保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設に勤務中または入所日において採用予定の場合 ※2	月労働時間数150時間以上	100
		月労働時間数120時間以上150時間未満	80
		月労働時間数120時間未満	60
10	未納の保育料がある場合	▲100	
11	同居の65歳未満の祖父母が、利用申請児童を保育することができる場合	▲10	
12	継続利用	70	

※1……番号4「育児休業復帰」、番号5「兄弟姉妹」においては、併用不可とし、番号4「育児休業復帰」を優先します。

※2……番号9に限っては、父母のいずれにも該当する場合、それぞれに加算します。

（例：父 100点 母 80点 合計 180点 を加算します。）

3 利用優先利用点数が他の子どもと同点となった場合の基準

「利用優先利用点数＝事由点数＋優先利用点数」が他の子どもと同点の場合は、次の表に記載する

順位	項 目
1	世帯の状況（ひとり親世帯、生活保護世帯）
2	兄弟が同じ園に内定、入所する場合
3	養育している小学生以下の子どもの人数が多い者
4	希望順位の高い者
5	事由点数が高い世帯
6	次年度に廃園が決定している保育所等の在籍児童が、継続して保育が必要と認められる場合